

インフルエンザに関する対応について

- 1 インフルエンザ様症状とは
38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状をいう。
＜急性呼吸症状＞
①鼻汁もしくは鼻閉 ②咽頭痛 ③咳 のうち、1つ以上の症状を呈した場合。
- 2 インフルエンザ様症状を発症した場合
医療機関に電話で連絡した上で受診時間等の指示を受け、マスクを着用して受診する。その場合は、必ず学校に連絡をして、指示を受けるようにしてください。
- 3 インフルエンザ並びにインフルエンザ様症状と診断された場合
速やかに学校（担任）に連絡する。
※ 出席停止となりますので、安静に休養してください。
- 4 出席停止について
学校保健安全法の規定により、原則として、**発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後2日間を経過するまで出席停止（欠席扱いとならない）**となります。
これは、本人の休養と流行のまん延を防ぐための措置ですので、必ず学校に連絡をして指示を受けるようにしてください。
※ 出席停止期間は、登校できませんのでご注意ください。
- 5 「インフルエンザ罹患申出書」について
インフルエンザと診断された場合は、別紙「インフルエンザ罹患申出書」を保護者が記入し、症状の経過報告として受診証明書（診療報酬領収書及び処方薬説明書等）の写しをそえて、後日学校に提出してください。この申出書をもって、出席停止扱いとして処理します。
「インフルエンザ罹患申出書」は、学校で受け取るか、または、きのくに青雲高等学校（定時制）のホームページより印刷可能です。
- 6 学級閉鎖等に関する連絡について
原則として各担任から連絡します。また、マチコミメールでも連絡します。